



令和3年3月

飯山市

序章 飯山市まちづくり基本計画について

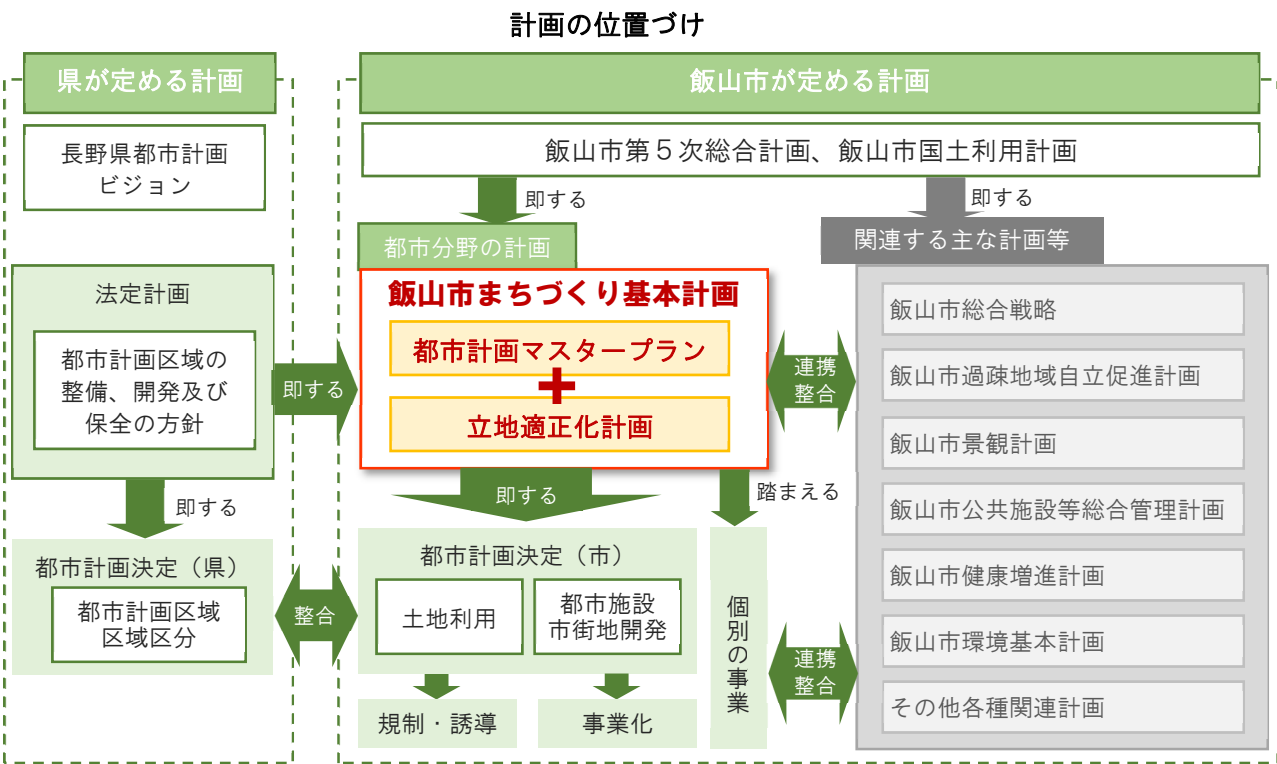
(1) 飯山市まちづくり基本計画の目的

『飯山市まちづくり基本計画』は、都市計画に関する長期的な方針を定めた「都市計画マスタープラン」と、人口減少の中でも持続可能な都市構造を形成するための取組を定めた「立地適正化計画」を組み合わせた計画であり、本市のまちづくり・都市計画の基本方針を定めるマスタープランです。『飯山市まちづくり基本計画』の推進を通じ、中心拠点と周辺集落がしっかり結ばれる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことで、人口減少・少子高齢化が進む中でも暮らし続けられる持続可能な都市構造を形成します。

(2) 計画の位置づけ

『飯山市まちづくり基本計画』は、市の最上位計画である第5次総合計画、国土利用計画に即して定められた計画であり、本市の様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めています。また、県が定める広域的な都市計画とも連携を取ることで定めています。

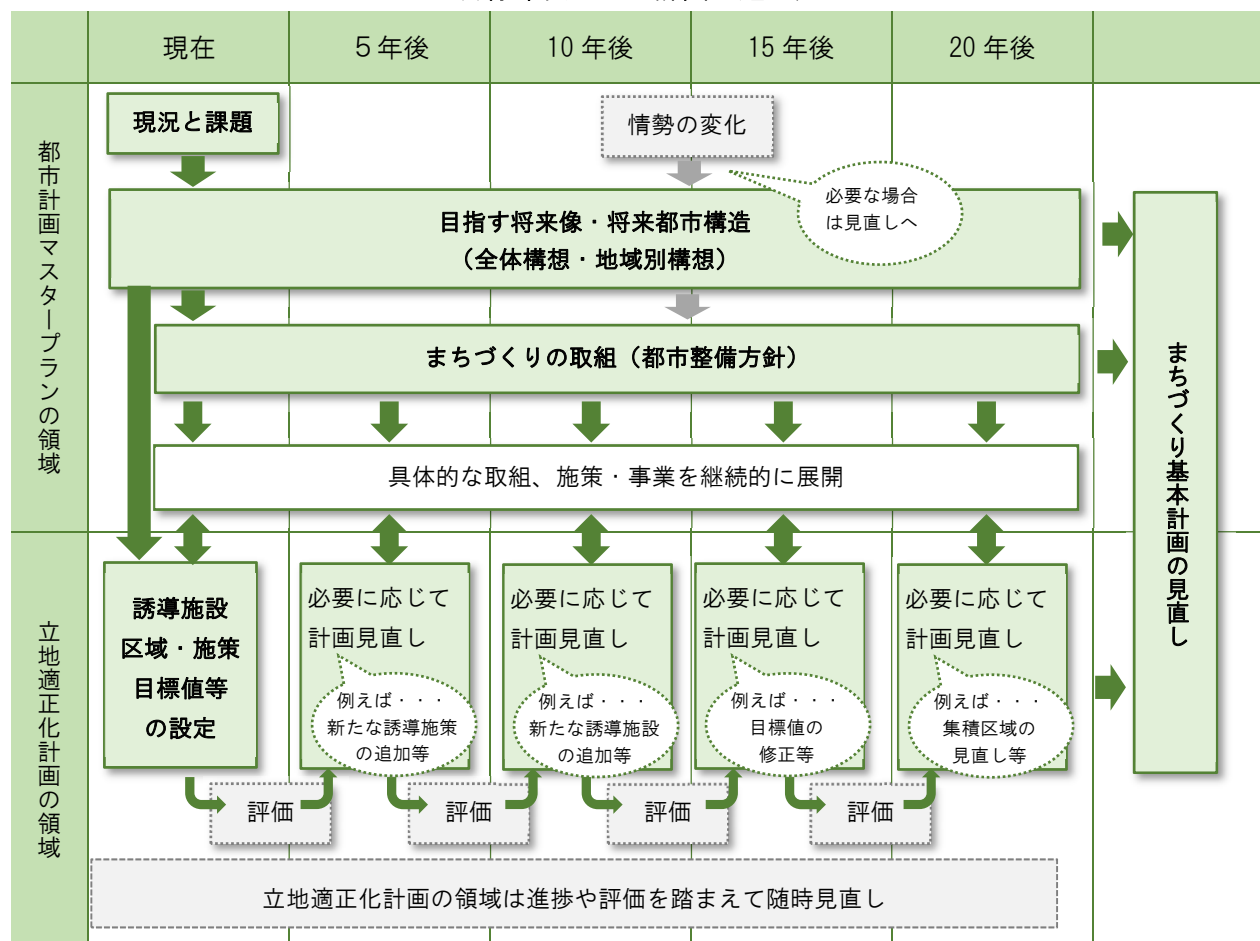
本市が個別の都市計画を決定・変更する場合は、『飯山市まちづくり基本計画』に即して定めることとなるため、基本計画は市の都市計画を総合的かつ体系的に示す長期的な指針となります。



(3) 目標年次

本計画は、令和2年（2020年）を基準年とし、20年後の令和22年（2040年）を計画の目標年次とします。なお、計画の前提となる人口等については、国勢調査年次である平成27年（2015年）を基準年として検討します。

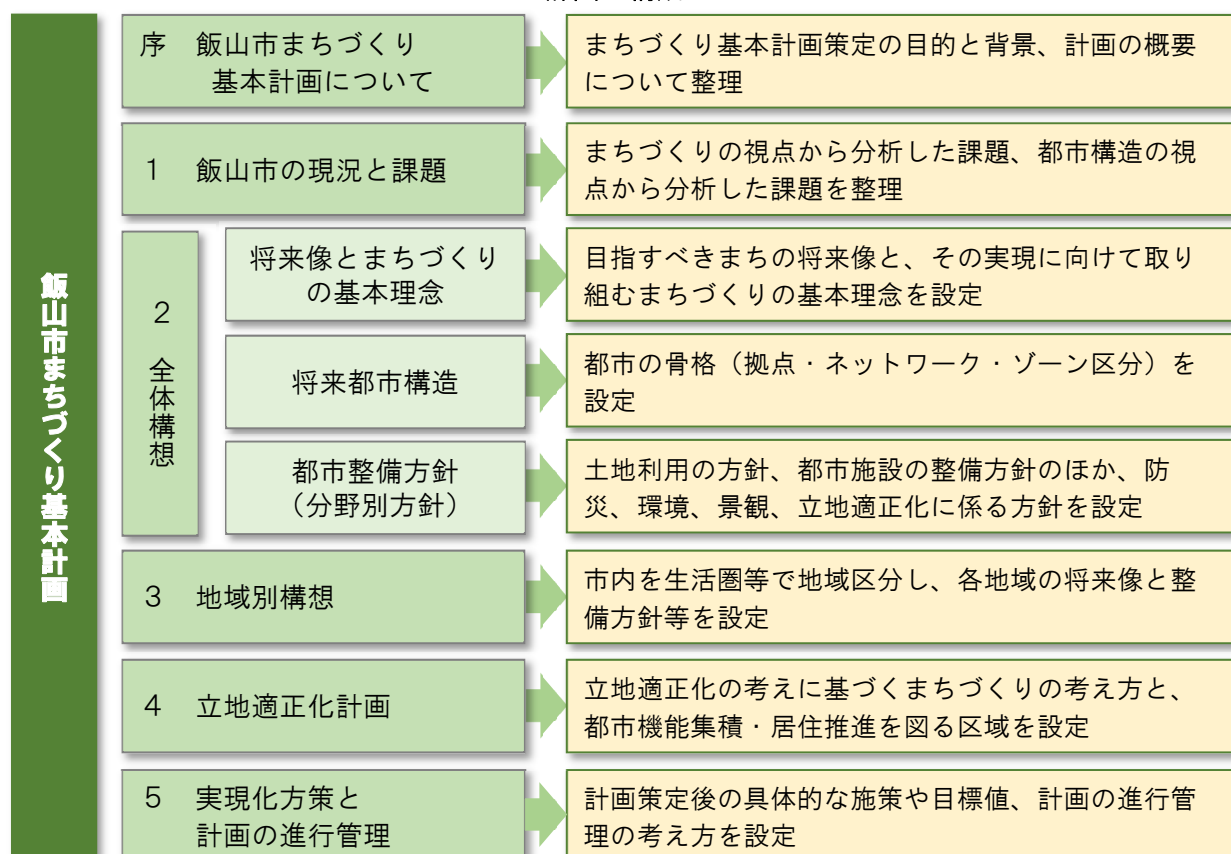
目標年次までの計画の進め方



(4) 計画構成

本計画は、この序章と、「第1章 飯山市の現況と課題」、「第2章 全体構想」、「第3章 地域別構想」、「第4章 立地適正化計画」、「第5章 実現化方策と計画の進行管理」の計6章で構成します。

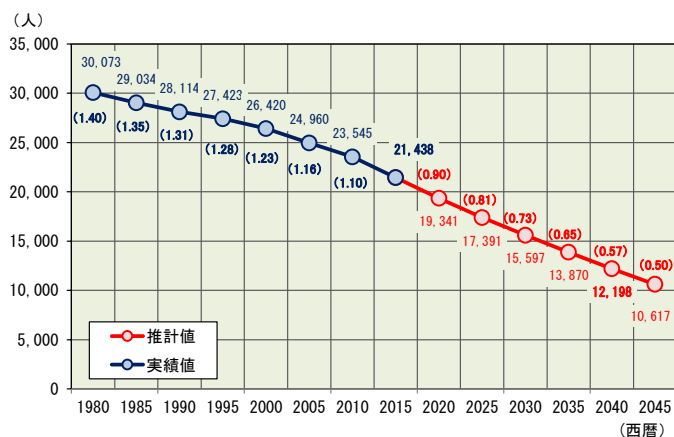
計画の構成



第1章 飯山市の現況と課題

(1) 人口推移

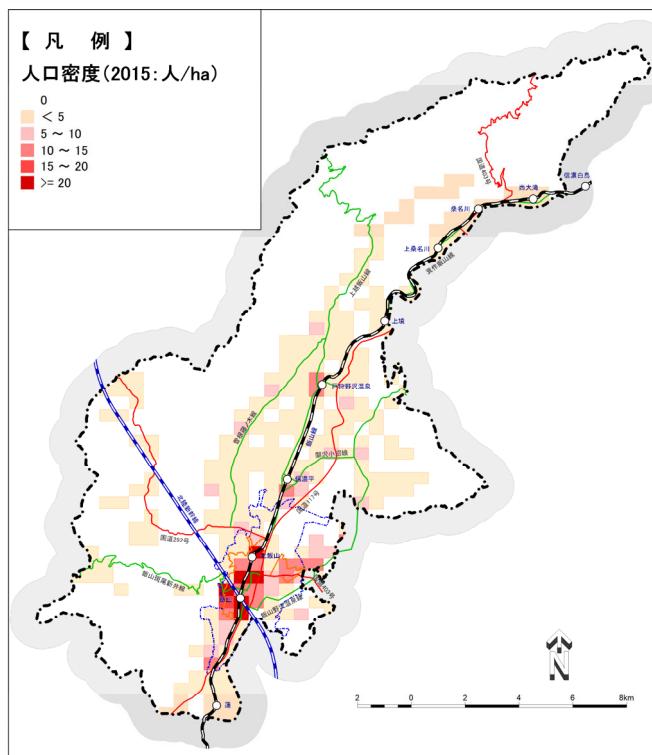
2015年の人口は21,438人となっており、2040年には約12,200人程度まで減少することが予想されています。



(2) 人口密度

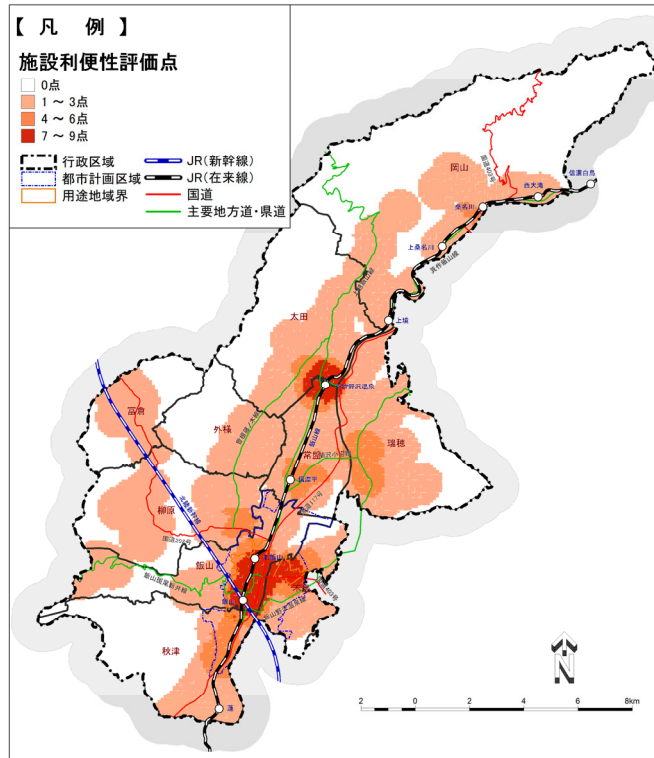
飯山駅及び北飯山駅周辺では比較的人口密度が高くなっていますが、郊外部では低い人口密度となっています。

なお、本市の人口集中地区（DID）は2015年に設定解除されています。



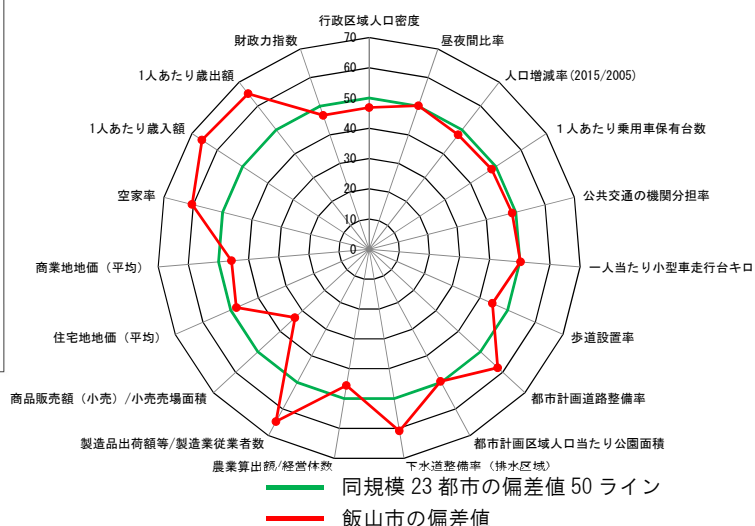
(3) 主な都市機能の分布

飯山駅及び北飯山駅周辺、戸狩野沢温泉駅周辺では、医療・商業・教育・福祉などの施設が徒歩圏内に複数集積しています。また、秋津、瑞穂、常盤などの地区にも、比較的利便性が高いエリアが分布しています。



(4) 都市構造の特徴

本市と同規模都市と比較すると、道路や下水道などのインフラ整備水準や工業生産効率が高い水準となっています。一方、人口密度や人口増減率、商業・農業の面が低い水準となっています。



(5) 今後の課題

本市全体のまちづくりとして取り組むべき課題、そして本市の都市構造に関する課題、特に、立地適正化計画により取り組むべき課題は以下のとおりです。

まちづくり全体に関する課題

◎ 高齢者と若い世代にとって暮らしやすい環境が必要

高齢者が安心して暮らし続けられる環境づくりと併せて、若い世代をターゲットにした市外転出の抑制と市内への定住・移住をさらに推進することが必要です。

◎ 都市活力を支える産業活性化と雇用の場の確保が必要

産業面での都市間競争力向上を目指し、市内での雇用の場の確保を図ることが必要です。新たな生活様式や働き方を見据えつつ、大都市圏からの企業移転やワークスタイルの多様化に対応する取組を推進することが必要です。

◎ 豊かな自然環境や優良農地、各地域の歴史や文化の保全・継承が必要

豊かな自然環境や優良農地、四季折々の豊かな景観や市内各地域に継承されてきた歴史や文化を将来にわたって継承すべき財産として計画的に保全・継承していくことが必要です。

◎ 防災・減災を意識したまちづくりの推進が必要

行政と住民とが一体となって、災害が起きにくいまちづくり、災害が起きても被害を最小限に抑えるまちづくりを進めることが必要です。

◎ 行政主導の都市整備から地域主体のまちづくりへの移行が必要

都市インフラは他都市よりも充実していることから、今後は、地域が主体となって住民意向や地域特性を活かしたきめ細かいまちづくりを進めていくことが必要です。

都市構造に関する課題（立地適正化計画で解決すべき課題）

◎ 飯山駅周辺に集積する都市機能の維持が必要

飯山駅周辺における公共交通や生活利便施設を維持することで、市全体の利便性や都市活力を維持するとともに、多くの人びとが集う拠点として機能を充実させることが必要です。

◎ 行政コストの少ない市街地・集落地の形成が必要

インフラの維持管理コストを少なくするために、既にインフラが整備されている範囲を中心に移住・定住を進めることが必要です。特に、高齢者や子育て世代に対しては、公共交通と生活利便施設を徒歩圏で利用できるエリアでの居住を推進することが必要です。

◎ 飯山駅周辺と周辺地域をつなぐネットワークの維持・強化が必要

新幹線の整備効果を市全体へと波及させるために、飯山駅と周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークを維持することが必要です。また、各地域の歴史・文化・観光資源やまちづくり活動など、ソフト面でのネットワークが強化されることが必要です。

◎ 市街地の災害リスクを軽減させるための取組が必要

長い歴史を持つ市街地、そして市街地に暮らす人々の生命を守るため、被害を少しでも減らしていくための方策を多面的・多重的に進めていくことが必要です。

第2章 全体構想

1 将来像

(1) 将来像とまちづくりの基本理念

本市では、豊かな自然のもとで暮らし続けられる「ふるさと」を目指して様々なまちづくりに取り組んできました。そして、長年の悲願であった北陸新幹線飯山駅が2015年に開業し、高速交通網を活かした国内外との交流・連携がいよいよ本格的にスタートするなど、まちの土台を作る時代から、まちの個性や魅力に磨きをかけながら人々を呼び込む時代を迎えました。

今後、本市が持つ様々な資源の価値を高め、その魅力を最大限に引き出していくために、新たな時代に向けて目指すべきまちのあるべき姿とまちづくりの基本理念を次のように定めます。

本市が目指す将来像

交流と連携の中で
多様な人々が支えあう
ふるさとのまち「飯山」

まちづくりの基本理念

- ① 市内で暮らし続けられるまちづくり
- ② 既存の資源やストックを長く賢く使うまちづくり
- ③ 厳しさと豊かさを持つ自然と共生するまちづくり
- ④ 歴史と文化に誇りを感じられるまちづくり
- ⑤ 人と人、地域と地域が支え合うまちづくり

(2) 目指すべき飯山市のポジション

世界

からみた飯山市

豊富な積雪、そして天然のパウダースノーを売りにしたスキー場等の資源を活かし、世界の人々から「一度は飯山市に行ってみたい」とあこがれてもらえる飯山市になっていきます。

国内

からみた飯山市

飯山市で暮らしながら、新幹線を利用して短時間で首都圏や関西圏へ移動、情報通信技術を活用して全国と交流・連携するなど、国内の多くの都市とつながる飯山市になっていきます。

広域

からみた飯山市

市内だけでなく、周辺市町村の観光資源を結びつけることで、広域的な観光ポテンシャルを牽引する飯山市になっていきます。また、観光の分野だけにとどまらず、周辺他都市から居住地としても選択される飯山市になっていきます。

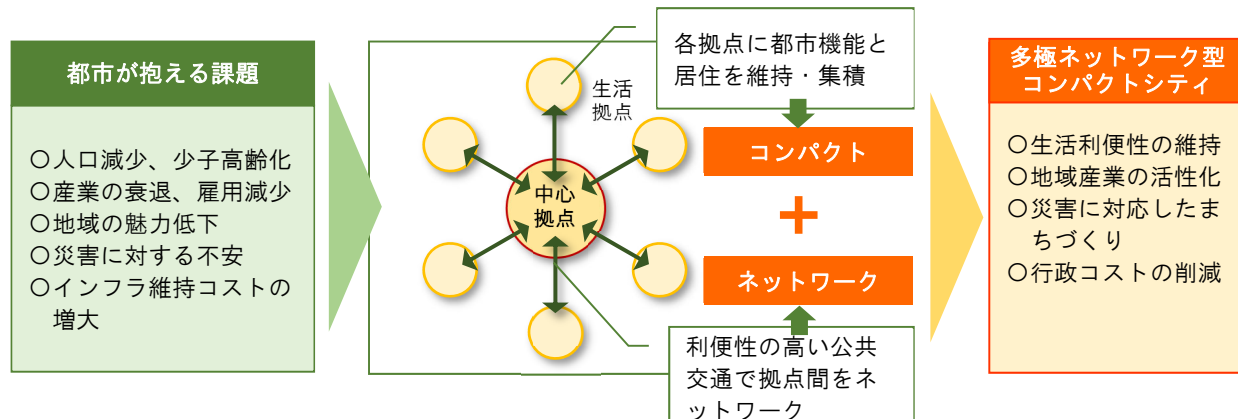
(3) これからのまちづくりの方向性

本格的な人口減少社会、人々の日常生活圏の拡大といった時代潮流を踏まえ、これからのまちづくりは右の3つの点を重視して進めていきます。

- ① 広域圏レベルの取組による都市の存続
- ② 地域間の支え合いによる暮らしの維持
- ③ 地域の創意工夫による創造性の向上

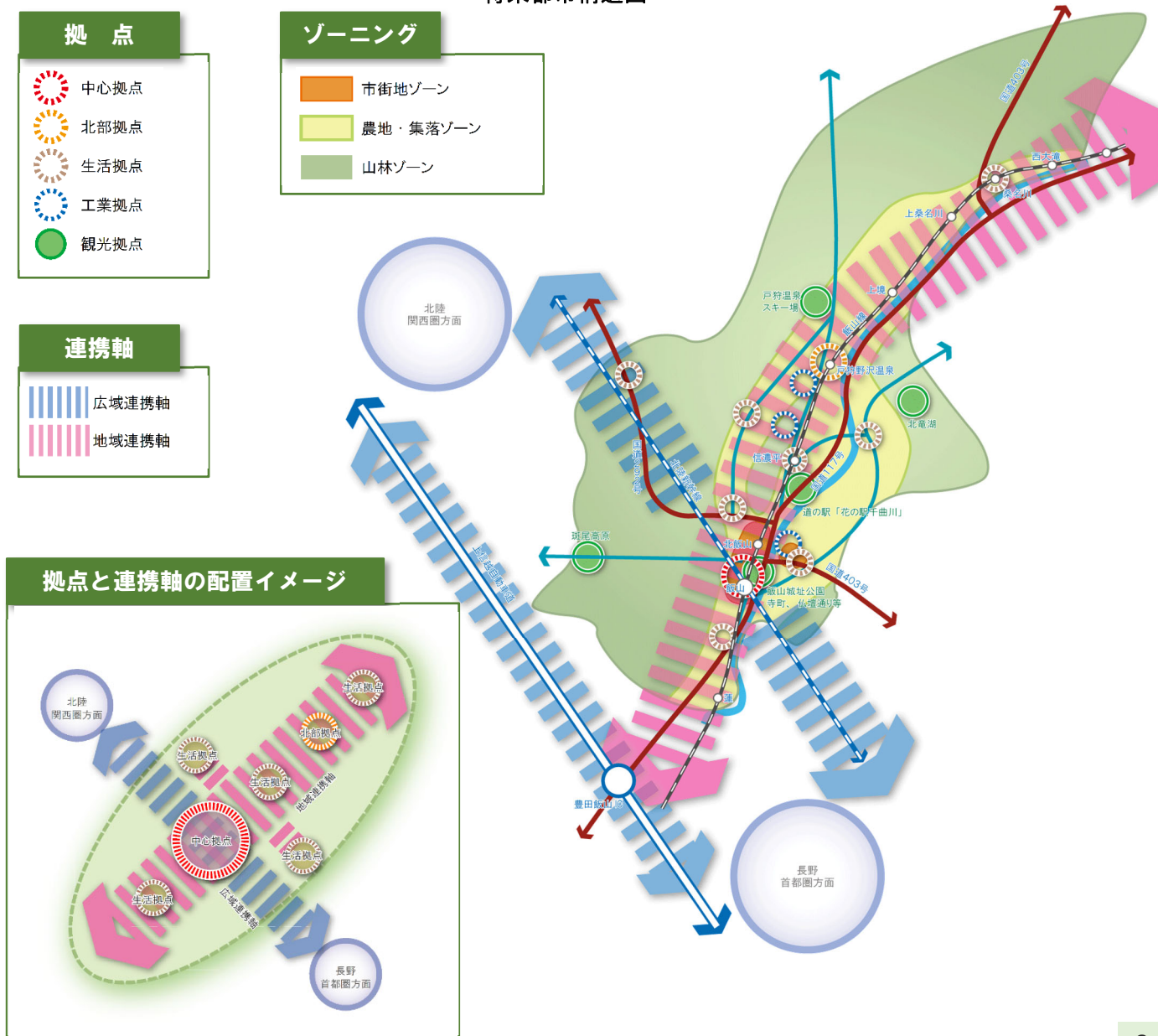
2 将来都市構造

人口減少社会でも地域の活力を維持・強化するために、中心拠点の人口や都市機能を維持すると同時に集落維持に必要な施策を打つことで、市域全体が持続可能な都市構造となることを目指します。



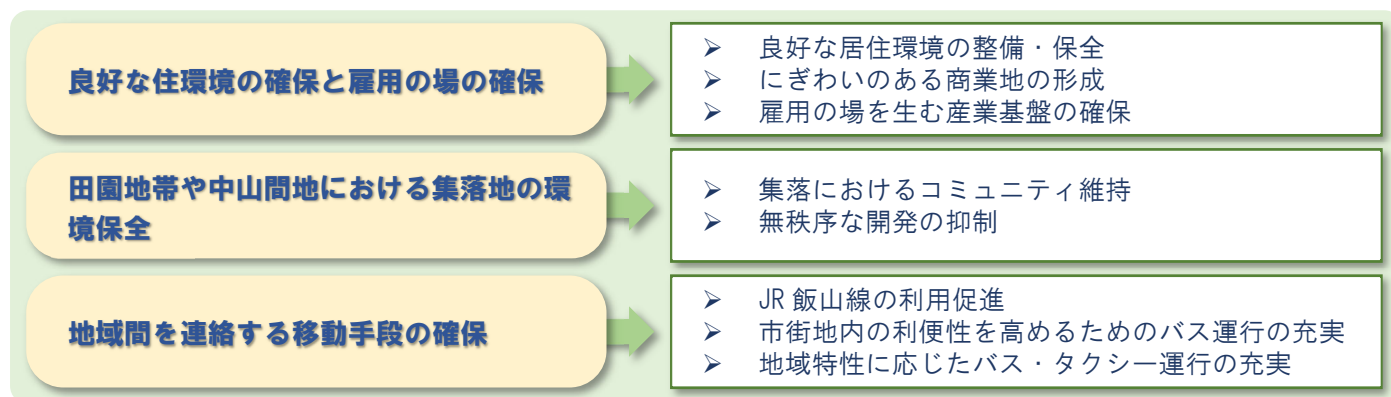
中心拠点と周辺集落がしっかり結ばれる「**多極ネットワーク型コンパクトシティ**」の形成のために、将来にわたって都市機能を維持・集約する「拠点」、公共交通と道路のネットワークによって広域間・拠点間を結びつける「**連携軸**」、そして土地利用の骨格区分となる「**ゾーニング**」を設定します。

将来都市構造図

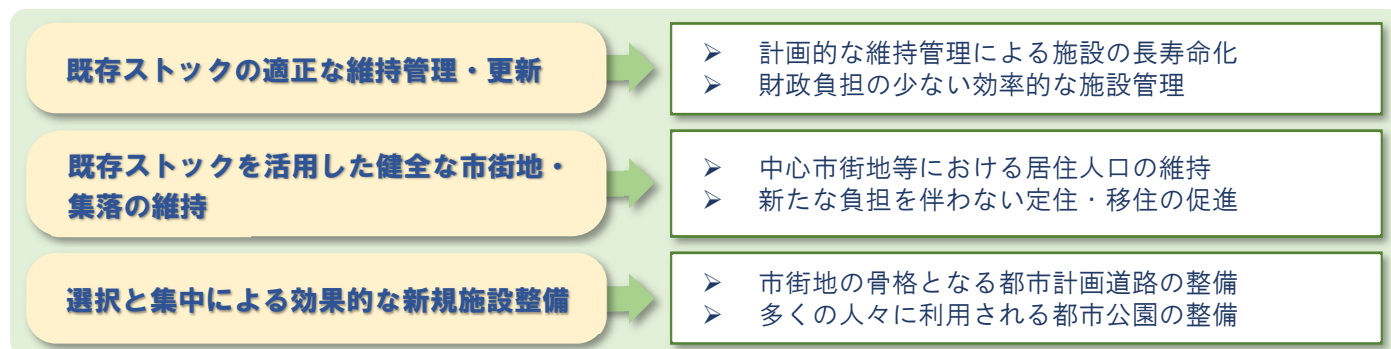


3 都市整備方針

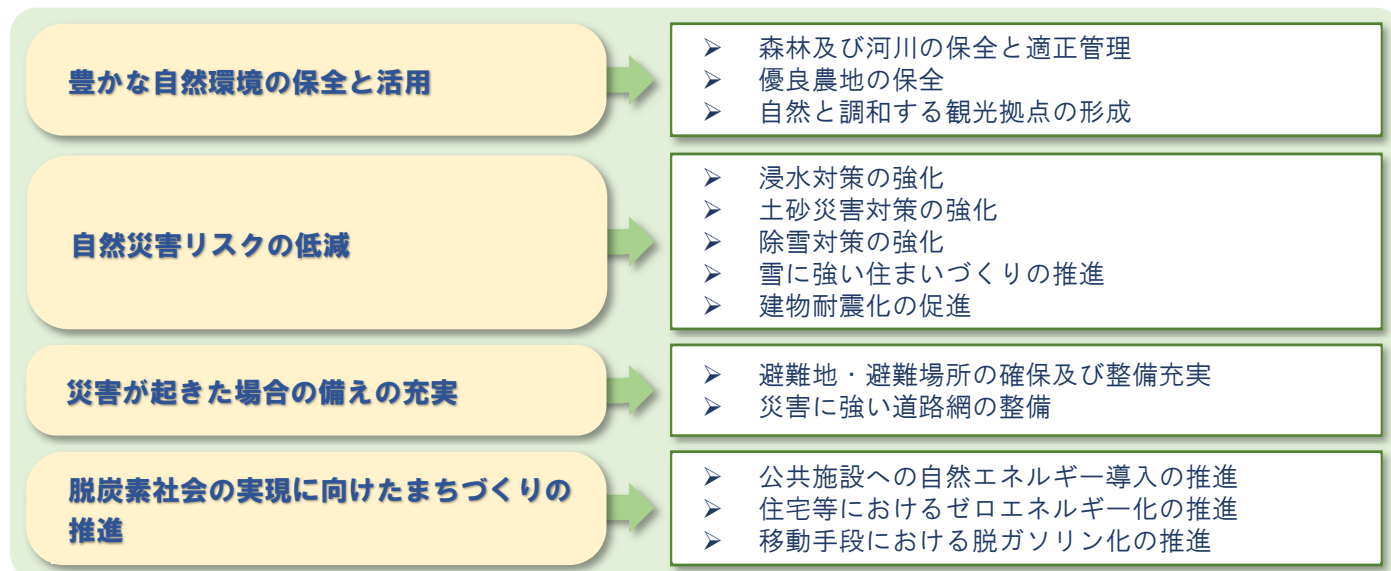
(1) 市内で暮らし続けられるまちづくり のために



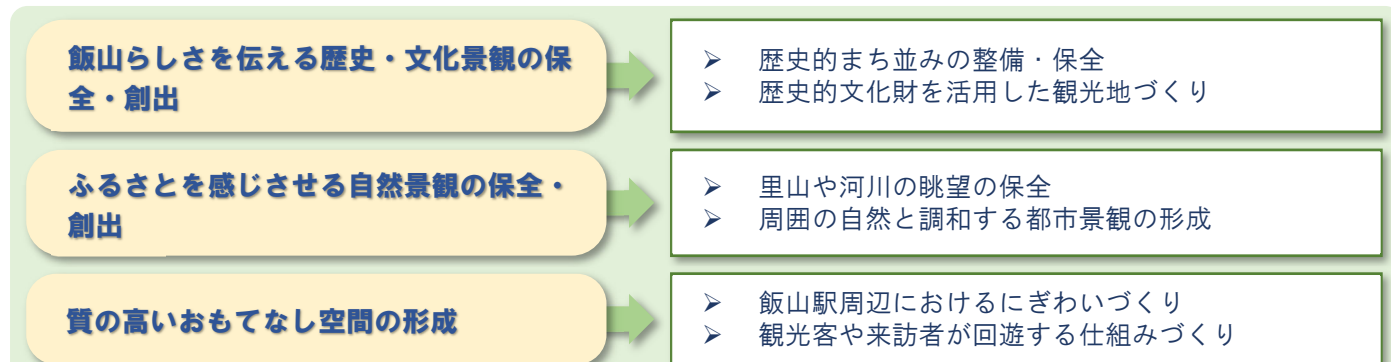
(2) 既存ストックを長く賢く使うまちづくり のために



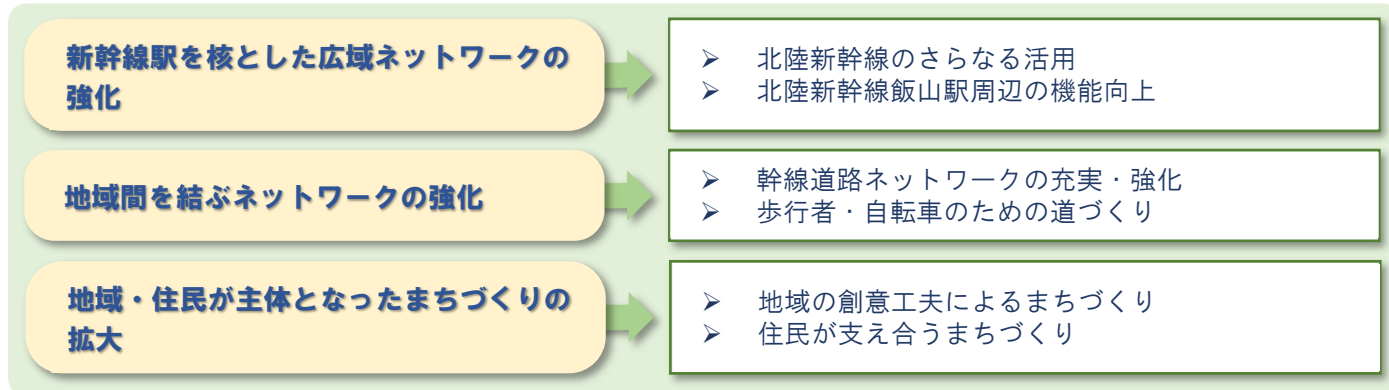
(3) 厳しさと豊かさを持つ自然と共生するまちづくり のために



(4) 歴史と文化に誇りを感じられるまちづくり のために



（５）人と人、地域と地域が支え合うまちづくり のために



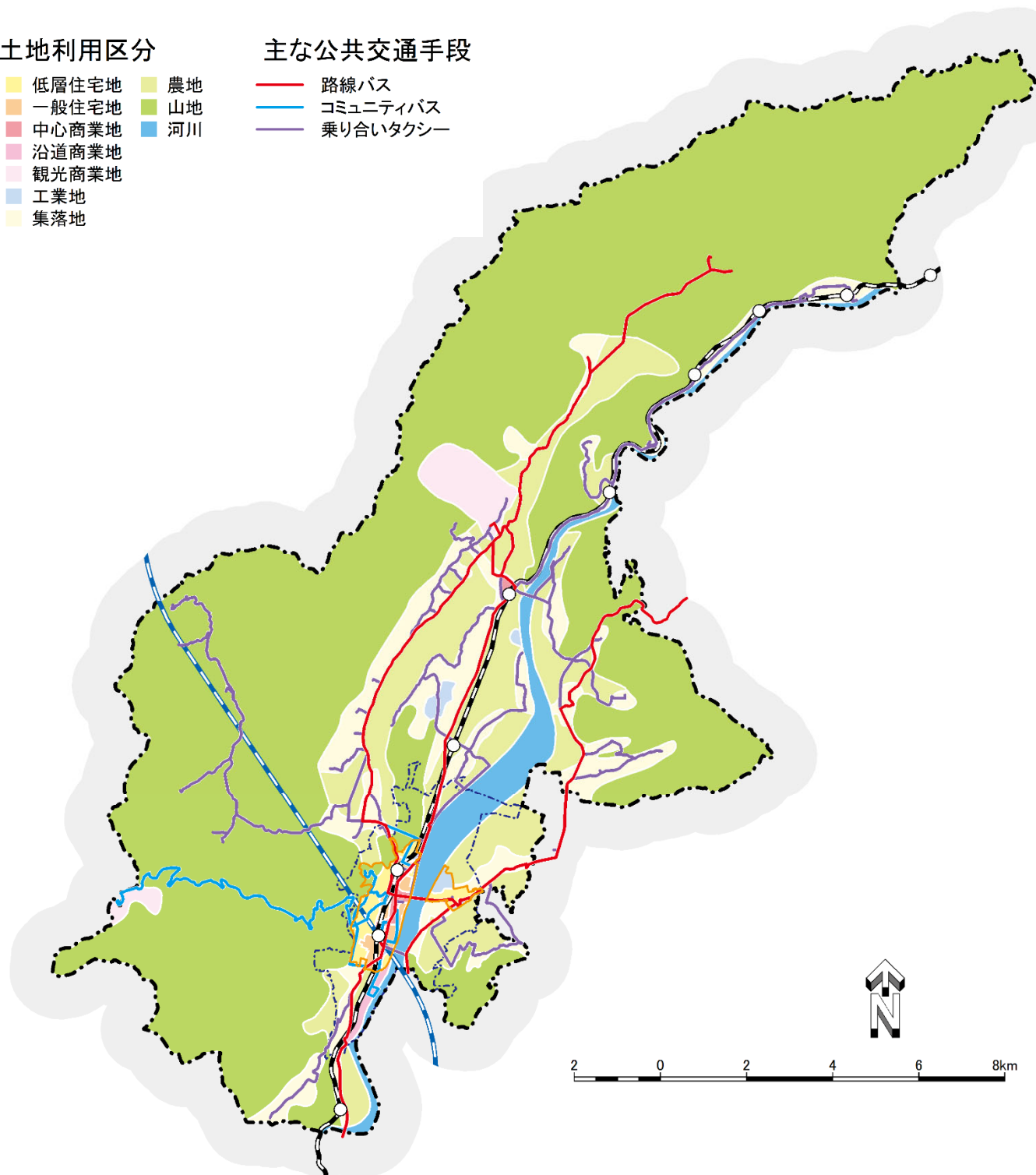
土地利用と公共交通の配置方針図

土地利用区分

- | | |
|-------|----|
| 低層住宅地 | 農地 |
| 一般住宅地 | 山地 |
| 中心商業地 | 河川 |
| 沿道商業地 | |
| 観光商業地 | |
| 工業地 | |
| 集落地 | |

主な公共交通手段

- | |
|----------|
| 路線バス |
| コミュニティバス |
| 乗り合いタクシー |



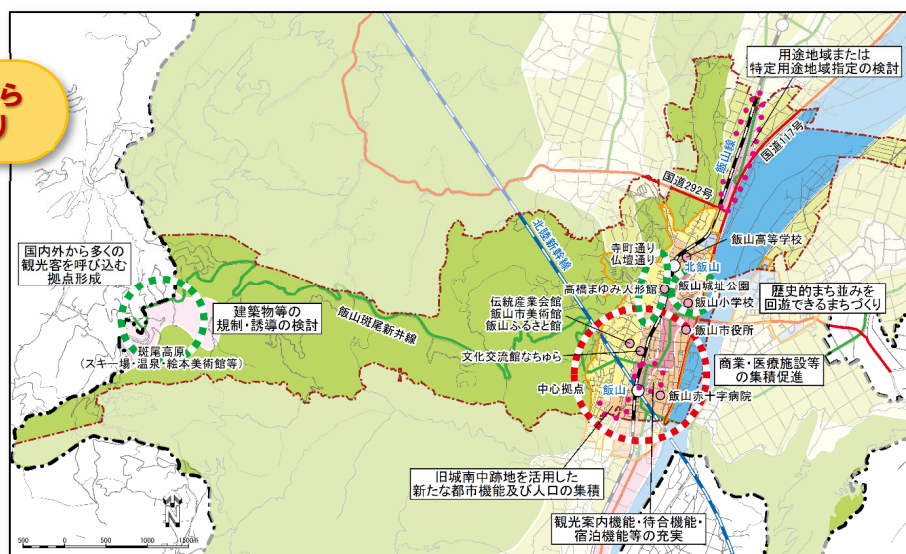
第3章 地域別構想

各地域の特性や魅力を活かしたまちづくりを考えていく観点から、市内を7つの地域に区分し、各地域の将来像やまちづくりの方針を定めます。

飯山地域

飯山市の活力を牽引し、国内外から訪れる人々をもてなすまちづくり

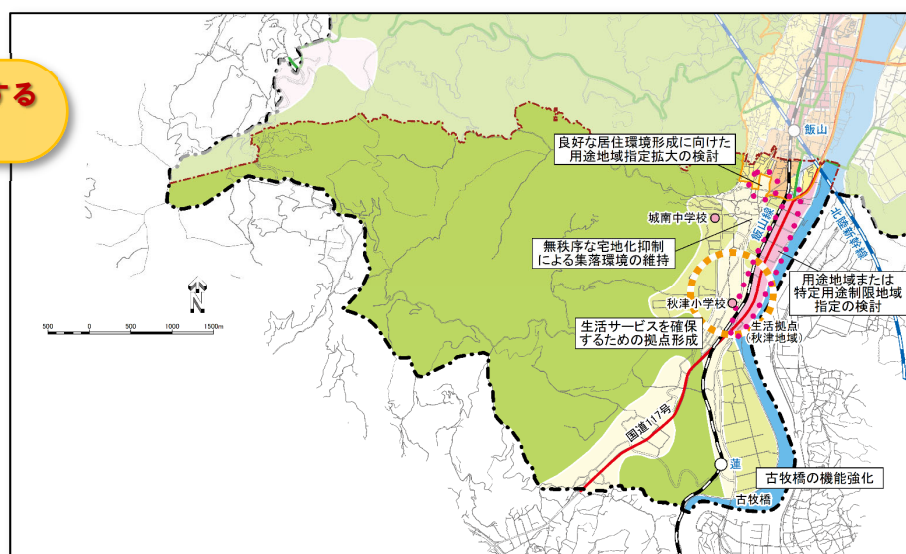
- ①都市活力を支える人口と都市機能の維持
- ②飯山駅周辺の交通結節点機能の向上
- ③歴史的まち並みを回遊できるまちづくり
- ④冬でも快適に暮らすことができるまちづくり
- ⑤斑尾高原における魅力的な観光拠点づくり



秋津地域

利便性と豊かな田園環境とが調和する「とんぼの里」のまちづくり

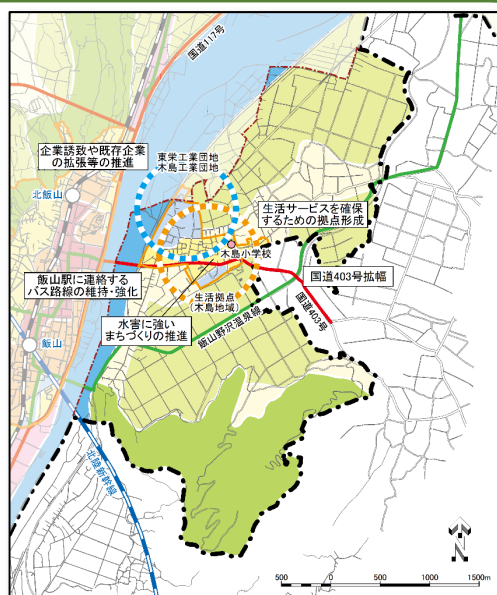
- ①飯山駅の利便性を生かした住宅地の整備
- ②幹線道路沿道の大規模商業・工業施設の集積維持
- ③中心拠点と連携した生活拠点の維持・形成
- ④身近な公園等の整備
- ⑤集落環境の維持と優良農地の保全



木島地域

農業と工業が調和した若い世代が住みやすいまちづくり

- ①工業団地における企業集積の維持
- ②集落環境の維持と優良農地の保全
- ③水害に強いまちづくりの推進
- ④飯山地域との更なる一体性向上
- ⑤身近な公園等の整備

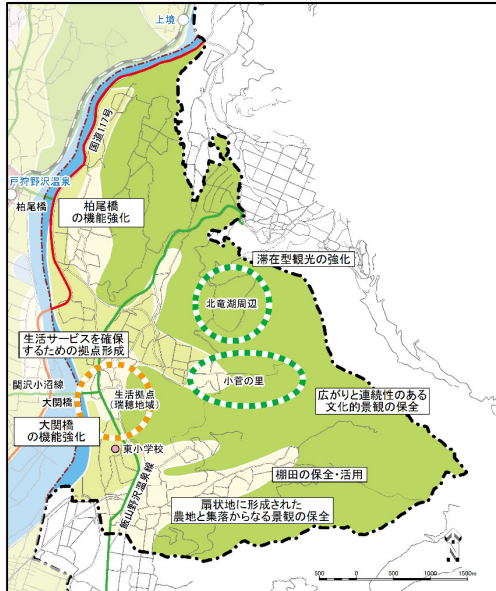


- 低層住宅地
- 一般住宅地
- 中心商業地
- 沿道商業地
- 観光商業地
- 工業地
- 集落地
- 農地
- 山地
- 河川
- 中心拠点
- 北部拠点
- 生活拠点
- 工業拠点
- 観光拠点

瑞穂地域

歴史と伝統、自然と観光が
生活の中に根差すまちづくり

- ①伝統的重要景観と調和したまちづくり
- ②様々な資源を活用した観光拠点づくり
- ③中心拠点と連携した生活拠点の維持・形成
- ④棚田保全の取組の継承
- ⑤集落環境の維持と優良農地の保全



柳原・富倉・外様地域

山の恵みや里の恵みを生かして
人々を迎え入れるまちづくり

- ①自然環境や田園環境を生かした観光・交流の促進
- ②丘陵地・山地の貴重な自然の保全
- ③優良農地の保全と農業の担い手の確保
- ④中心市街地等に連絡する公共交通の維持・強化
- ⑤中山間地における生活サービスの確保



常盤地域

生産性の高い農業と利便性の高い生活とが
共存するまちづくり

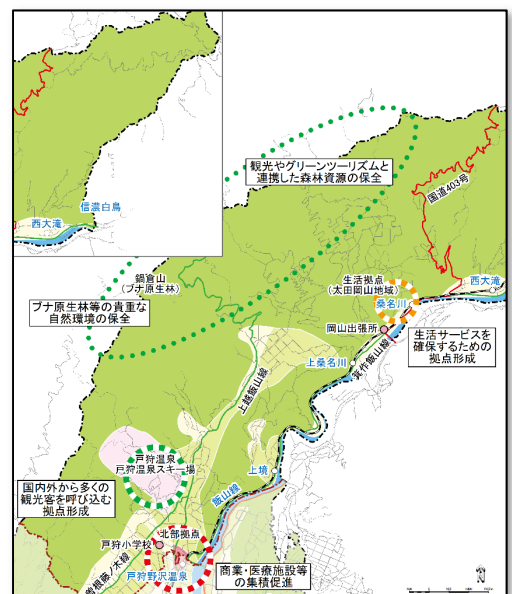
- ①市内北部全体の利便性を支える北部拠点の形成
- ②信濃平駅を中心とした生活拠点の維持・形成
- ③道の駅を中心とした観光拠点の充実
- ④生産性の高いブランド農業の展開
- ⑤工業団地における企業集積の維持



太田・岡山地域

観光や交流を柱に自然環境や田園環境を
守り伝えるまちづくり

- ①関田山脈に広がる貴重な自然の保全
- ②自然体験型の観光拠点づくり
- ③桑名川駅を中心とした生活拠点の維持・形成
- ④中山間地における生活サービスの確保
- ⑤地域の孤立防止のための道路整備
- ⑥市内北部全体の利便性を支える北部拠点の形成



第4章 立地適正化計画

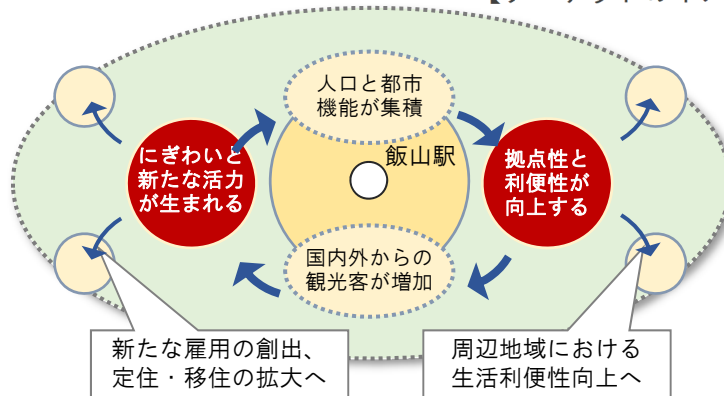
1 立地適正化計画によって取り組むまちづくりの考え方

国内外からの観光客を迎える玄関口となる飯山駅、飯山駅周辺で整備してきた公共施設や基盤施設、そして市内の各地で展開している観光の取組、定住・移住の取組、これらを組み合わせて活用することで、急速な人口減少、雇用の場の確保といった課題に取り組んでいきます。

まちづくりの方針（ターゲット）

北陸新幹線飯山駅を起点とした市全体へのにぎわいと利便性の拡大

【ターゲットのイメージ】

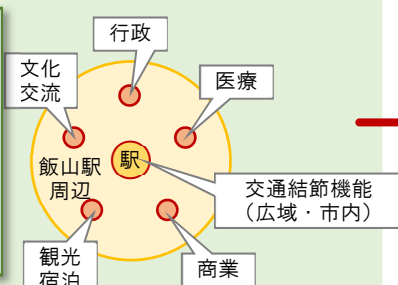


2 ターゲット実現に向けたシナリオ

1

飯山駅周辺に生活サービス機能と滞在機能を充実させる

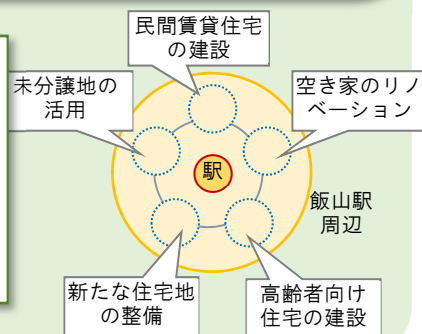
- 滞在・滞留機能の充実により飯山駅周辺の集客性を向上
- 公共交通と生活サービス機能を活かして市内全体の利便性を向上



2

飯山駅周辺の利便性と既存ストックを生かした移住・定住を進める

- 未利用地や空き家を活用して利便性の高い住宅を提供
- 利便性を活かして子育て世帯や高齢者世帯等の移住・定住を推進



共通

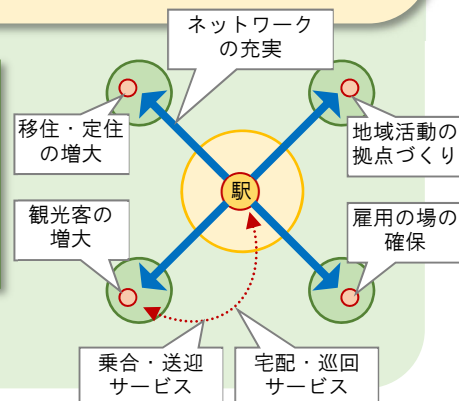
災害に対する市街地の安全性を高める

- 水害のリスクと向き合いながら市街地を維持するために水害から生命を守るための取組を推進
- リスク回避とリスク低減の方策を多面的・多重的に組み合わせて推進
- 災害危険性の高い範囲では住宅や公共施設の移転も含めて被害を最小限にする方策を検討

3

飯山駅周辺のまちづくりの効果を周辺地域へと波及・拡大させる

- 飯山駅周辺の集客効果を市全体の観光振興、雇用の場確保、移住・定住の増大へと波及



3 都市機能集積区域とまちなか居住推進区域の設定

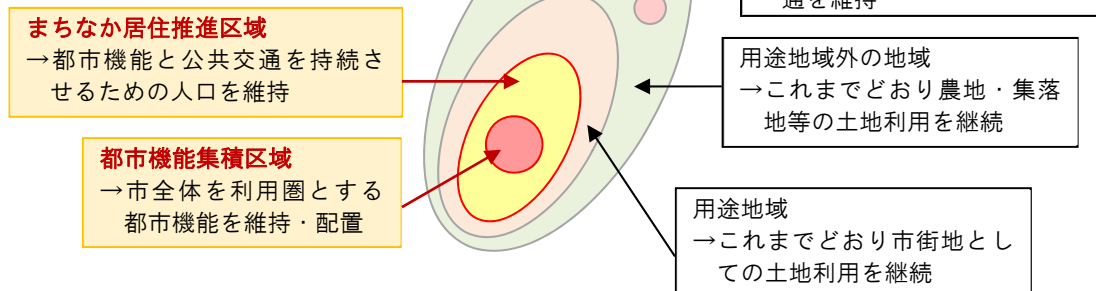
(1) 区域設定の基本的考え方について

本市では、「都市機能集積区域」の設定を通じて中心拠点の形成を進めます。

中心拠点は市全体が利用圏となるため、中心拠点と周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・強化を図りつつ、都市全体として効率的に集約配置すべき都市機能や、周辺地域の生活サービスを補完するために必要な都市機能を維持・配置します。

北部拠点や生活拠点では、「小さな拠点」づくりに向けた取組を通じて、身近な生活サービス機能や公共交通が維持された拠点の形成を進めます。

「まちなか居住推進区域」は、既存のインフラを有効活用する視点と、公共交通及び都市機能を維持する視点から、市街地の人口維持を目指して設定します。



(2) 都市機能集積区域とまちなか居住推進区域の設定

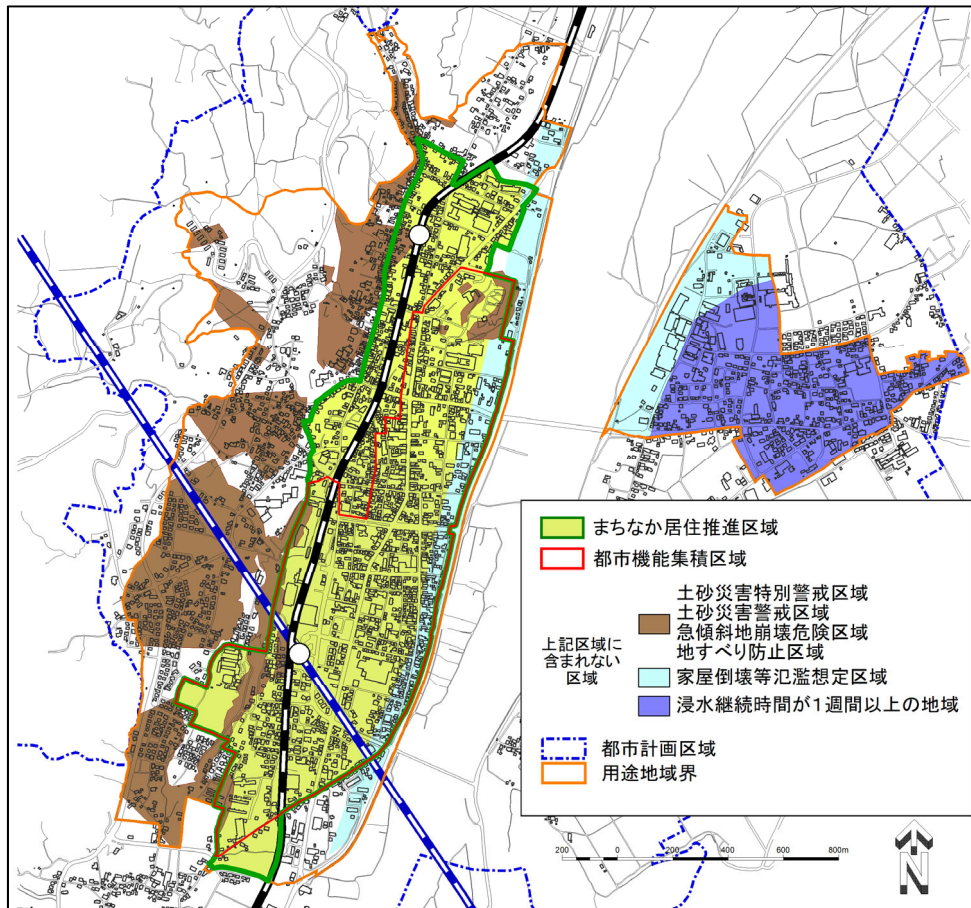
災害危険性が高い区域、工業系の土地利用を優先すべき区域は、都市機能集積区域及びまちなか居住推進区域から除外します。

ただし、本市の市街地は、土砂災害危険性のある西側の丘陵地を除くと、ほぼ全域が千曲川の浸水想定区域に含まれています。しかし、長い市街地形成の歴史や経緯等を考慮すると、災害危険性がある程度存在するとしても、今の市街地を存続させることを優先せざるを得ません。

このため、災害危険性が高い区域に関しては、災害発生の頻度や災害発生時の避難の可能性も踏まえて判断することとしました。



都市機能集積区域とまちなか居住推進区域の設定



(3) 立地適正化計画の目標値

都市機能集積と居住推進に向けた施策を実施することで、以下の目標値達成を目指します。

都市機能集積と居住推進により目指す目標値

区分	目標値
都市機能集積区域	誘導施設数の現状維持
まちなか居住推進区域	区域内人口密度 27 人/ha（現状維持） 商業施設の徒歩圏カバー率 100% 医療施設の徒歩圏カバー率 100% 基幹公共交通の徒歩圏カバー率 100%

計画の効果を把握するための指標と目標値

区分	目標値
総人口	14,100 人（2040 年）
まちなか居住推進区域内人口	約 3,100 人（2040 年）（密度 27 人/ha）
市の支援を通じた移住者数	500 人/5 年間（市全体）
市有地への施設誘致	宿泊施設・商業施設の誘致（各 1 所）
空き店舗等解消・活用件	10 件/5 年
新規開業（起業）	5 事業所（5 年間）

(4) 区域内外で必要となる届出について

まちなか居住推進区域外では、一定規模以上の住宅の建築又は開発を行う場合、市への届出が義務付けられます。

都市機能集積区域外では、誘導施設を有する建築物の建築又は開発を行う場合に市への届出が義務付けられるほか、都市機能集積区域内で誘導施設を有する建築物の休止又は廃止を行う場合にも市への届出が義務付けられます。

まちなか居住推進区域「外」で必要となる届出

区分	対象となる行為
開発行為	○ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ○ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの
建築行為	○ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○ 建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

都市機能集積区域内外で必要となる届出

区域	区分	対象となる行為	対象となる誘導施設
都市機能集積区域「外」	開発行為	○ 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合	○ 大規模小売店舗（床面積 1,000 ㎡以上） ○ 病院（20 床以上の病床を有する医療施設） ○ 市役所 ○ 中学校・小学校・幼稚園 ○ 保育園・こども園
	建築行為	○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ○ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合	
	都市機能集積区域「内」	○ 都市機能集積区域内の誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合	

4. 防災指針

(1) 災害リスクへの対応

市街地内に含まれる各種災害リスクを短期間で、かつ全面的に解決することは困難なため、災害リスクの発生頻度と想定される被害規模を踏まえて、以下の対応を取ることにします。

災害種別	発生頻度と被害規模	対応方針
土砂災害	発生頻度：高 被害規模：大（範囲は限定的だが家屋被害は大）	○まちなか居住推進区域から除外 ○開発・建築の制限 ○土砂災害対策・避難対策の実施
水害（外水）	発生頻度：低（100～1000年） 被害規模：大（市街地の大半で3～10mの浸水、堤防付近では家屋が倒壊・流失）	○「家屋倒壊等氾濫想定区域」のみまちなか居住推進区域から除外 ○堤防の整備 ○避難場所への早期避難
水害（内水）	発生頻度：高 被害規模：小（浸水被害実績では約2m未満）	○市街地の排水・貯留機能の向上 ○建物内での垂直避難 ○建築物の耐水化対策

※外水の上昇がなく、ゲリラ豪雨等による内水の氾濫の対応

(2) 具体的な取組

国、県と連携して、以下のような具体的な取組を推進します。

被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）	①河川水位の低下及び洪水流下断面を向上させるための取組 ②施設規模を上回る洪水に対する取組 ③既存施設を活用した洪水被害軽減対策 ④河道・管理施設等の適切な維持管理
地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）	①支流の流出抑制の取組 ②支川氾濫抑制、内水被害を軽減する取組 ③大規模災害時における迅速な復旧支援の取組
減災に向けた更なる取組の推進（まちづくり、ソフト施策）	①住まい方の工夫に関する取組 ②防災教育や防災知識の普及に関する取組 ③要配慮者施設の避難に関する取組の推進 ④災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組 ⑤避難時間確保のための水防活動の取組 ⑥一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取組

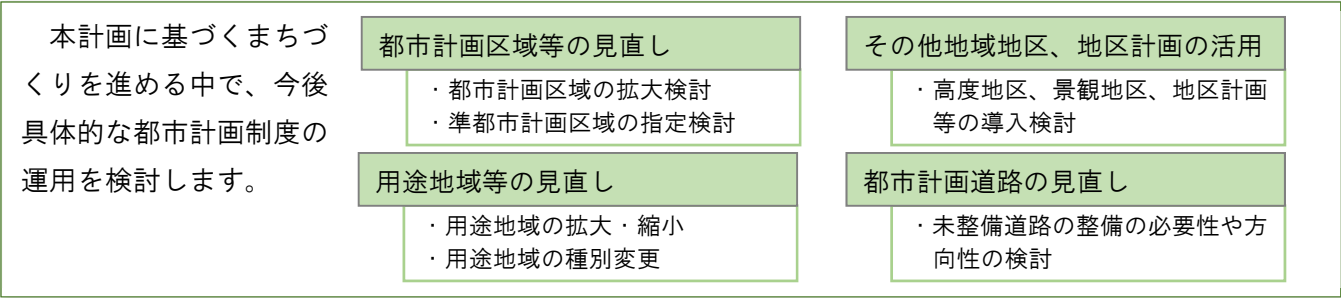
(3) 防災指針における目標値

各種事業や防災対策を推進することで、右の目標値達成を目指します。

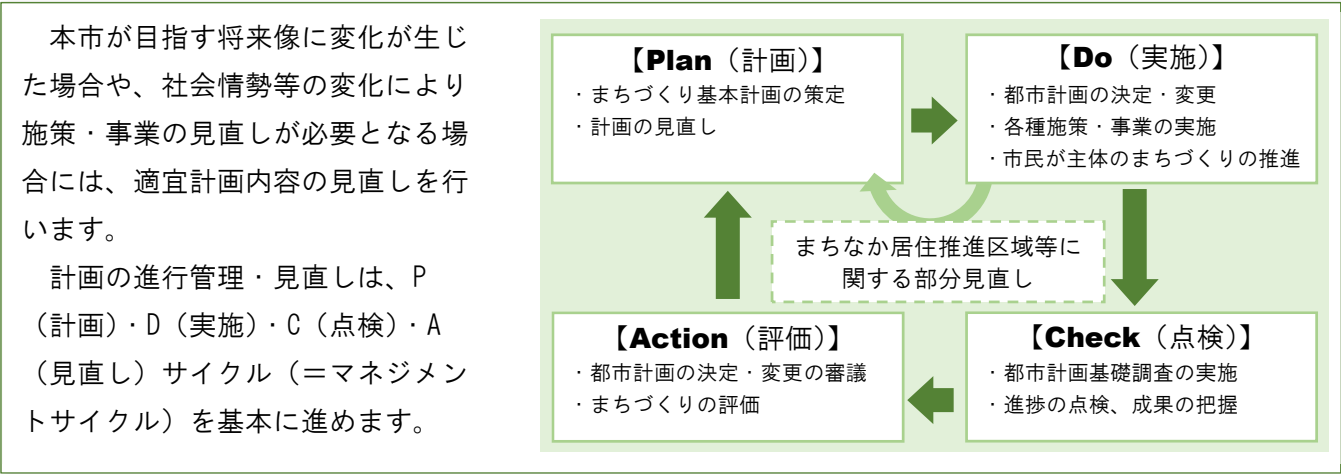
防災指針における目標値		
	目標値	事業期間・事業内容
災害時住民支え合いマップの作成地区数	14地区（まちなか居住推進区域内100%）	令和3～令和4年度 災害時住民支え合いマップ作りの推進
城山雨水排水ポンプ場の建物の耐震化・防水化及びポンプ設備の更新	○耐震化：調査・設計 →耐震化工事完了 ○機械更新：エンジンの更新 1台/3台→3台/3台 ○建物の防水化：防水化未実施 →防水化完了	令和3～7年度 ・ポンプ施設更新、耐水化 ・排水施設強化・貯留施設整備

第5章 実現化方策と計画の進行管理

1. 今後の都市計画制度の運用方針



2. 計画の進行管理と見直しについて



3. まちづくりの推進体制

